

議案第46号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第号)第17条に規定する報酬の額)」を加える。

(基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第29条中「して」の次に「、町長が定める基準に従い」を加える。

(基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 基山町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「いる職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22

条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第18条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（基山町職員の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 基山町職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の行政職給料表の2級以下の職務にある者とみなす。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布されたことに伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設され、勤務時間、休暇その他処遇等について関係条例を整理するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要がある。

令和元年12月13日原案可決